所定疾患施設療養費（Ⅰ）　算定状況

介護老人保健施設　田沢の郷

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況を公表しております。
ついては、令和３年度の算定状況を公表いたします。

◇所定疾患施設療養費について◇

①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
- 肺炎（検査を実施した場合）
- 尿路感染症（検査を実施した場合）
- 帯状疱疹
- 蜂窩織炎

②上記により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、
１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定する。

③算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※令和３年度算定状況

診断名／年月		3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月
肺　炎	人　数												
	算定日数												
尿路感染症	人　数		3	6	6	13	5	3		4	4	2	2
	算定日数		19	34	32	73	31	19		22	17	12	10
帯状疱疹	人　数		1					1		1		2	1
	算定日数		7					7		7		13	7
蜂窩織炎	人　数												
	算定日数												